



「公務員の仕事に関する法現場での比較学習」

2014年度 東京研修報告書



目次 TABLE OF CONTENTS

砂田 太士 法学部長 挨拶	1
2014年度 東京研修報告 基礎演習 担当：折登美紀	2
研修報告記	3
1. 最高裁判所	3
2. 厚生労働省	4
3. 内閣府	5
4. 国会議事堂	6
5. 衆議院議員との歓談	7
6. 憲政記念館	8
7. 社会保険診療報酬支払基金	8
8. 警視庁	10
9. 法務史料展示室	11
10. 明治大学博物館	12
11. 靖國神社	13
12. 東京高等検察庁	14
13. 東京証券取引所	15
2014年度 東京研修報告 基礎演習 担当：古矢一郎	16
研修報告記	17
1. 参議院	17
2. 憲政記念館	18
3. 内閣府	19
4. 最高裁判所	20
5. 東京地方検察庁	21
6. 防衛省	22
7. 東京証券取引所	23
8. 靖國神社	24
9. 明治大学博物館（刑事部門）	25
10. 国立国会図書館	26
11. 千鳥ヶ淵戦没者墓苑	27
12. JICA 地球ひろば	28
その他の研修	29
福岡地方裁判所	29

砂田 太士 法学部長 挨拶



法学部法律学科の1年次を対象に、「基礎ゼミ」が設けられています。本学部では、勉学を含む大学生活および法学部での生活に、1年次生が早く馴染んでもらうよう、すべての1年次生に少人数の演習（いわゆる、ゼミ）を履修してもらっています。基礎ゼミも、この演習科目の一つとして開講されており、将来、公務員として働いてみたい学生を主な対象として、わが国の三権（司法・行政・立法）を中心にその内容を設定しています（例えば最高裁判所、内閣府、国会を訪問）。種々の公務員の実際の仕事を聞きすることで、学生に「公務員とはどのような任務を負っているのか」を認識してもらい、さらに広く「働くこととは」を考えてもらい、学生自身の将来の夢または希望へとつながるプログラムです。その中で、毎年、東京研修を行っています。

東京研修は、1年次生のプログラムですが、大学生活に慣れていない、新しい希望を持った学生に、その事前の準備、現地での研修、さらに本報告書をはじめとする研修後の検証を通じて、公務員または行政を肌で感じ、また他人に頼らず自分で考えること、自分で行動すること、また集団として行動することの大切さを理解し実行することを求めています。他人に頼ることなく、また、将来公務員として働くための礎を築くきっかけとなるはずです。

参加した学生には、この研修で得た経験をこれからの大学生活および人生に活かしてもらいたい。基礎ゼミは選抜制のため、この科目は希望者全員が履修することができる科目ではなかったことを十分に理解して、これからの大学生活を過ごしてもらいたい。あなた方が得た経験は、それを得られなかった学生の分まで、活かさなければなりません。この機会は、あなた方だけのものではなく、希望が適わなかった学生、そして、福岡大学法学部、さらには福岡大学にとっても、得がたい機会なのです。

最後に、東京研修につき、企画運営の労を執っていただくのみならず、親身になって学生を指導していただいた本学部の折登美紀教授および古矢一郎教授に、紙面を借りて、心より感謝申し上げます。また、東京研修につき、ご支援・ご尽力をいただきました関係者の皆様方に、心より御礼申し上げます。とくに、かつて、行政機関からお越しいただき本学部で教鞭をとっていただいた福井仁史氏、植山克郎氏、小林真一郎氏には、このプログラム創設時からお世話いただいております。また今回も研修先にてお話を伺うことができました。お三人の方に、深謝申し上げます。

2014年度 東京研修報告 基礎演習

担当：折登美紀

例年どおり、今年度も法学部法律学科の1年生が、夏季休暇を利用して東京に赴き、立法、行政、司法の現場での研修を行った。4月～8月まで大学において、憲法の特徴、司法の役割、国会の権限、選挙制度、地方自治、行政組織等についての事前学習及び東京での訪問予定先に関する情報収集を行い、9月の東京研修に備えた。

この「基礎演習（東京研修含む）」の目的は、大学1年生の段階から社会の実相に興味を持ち、特に、国家の統治機構とその動態を肌で感じるにより、しっかりとした職業意識の醸成を促すものである。実際に足を運び、見る、聞くことを通して、大学で中心的に行われている「理論」が現場でどう動いているのか、機能しているのかを常に考える姿勢が身につくものと期待されている。公に、人に、奉仕し、生きてきた多くの先人たちの足跡や英知に学び、現在進行形で公に奉仕する人々の努力と汗に思いを馳せ、学生たちは今後飛躍し、活躍して、善い社会を作っていくことと思う。過去にこの東京研修に参加した卒業生には、「東京研修が何より思い出深い」と語り、実際公務の現場で働いている者がいる。今、学生たちが持っている意欲や向上心が、何年経っても減退したり色褪せたりすることなく、増進していくことを願っている。

東京研修終了後、9月～12月の当演習において東京研修の振り返り、疑問点を出し合い、さらに疑問点について議論をした。このような議論ができたのも、東京研修において多くの方々の協力があったこそである。公務の第一線で活躍され、多忙を極める中、学生たちのために時間と労力を割いて、親身に対応して下さった方々に頭が下がる思いである。紙面を借りて心より感謝申し上げる。

■東京研修（9月8日～11日、10日は2班に分かれて研修）

9月8日	午後	○最高裁判所 ○厚生労働省（レクチャー）
9月9日	午前 午後	○内閣府（レクチャー、古矢ゼミと合同） ○衆議院（案内）－衆議院事務総長：向大野新治氏 ○衆議院議員会館（面談）－衆議院議員：木内均氏 ○憲政記念館
9月10日	午前 午後	○社会保険診療報酬支払基金－理事長：河内山哲朗氏 ○警視庁（1班）、東京都庁（1班） ○明治大学博物館（2班）、靖国神社（2班）
9月11日	午前	○東京高等検察庁（レクチャー） ○東京証券取引所

研・修・報・告・記

1. 最高裁判所

(執筆・編集／西山遼・成瀬肇)


1. 概要

最高裁判所は、法を司る最高機関であり、長官1名と裁判官14名で構成される。一般に最高裁と呼ばれるが、違憲審査の最終判決を下すこともあるため「憲法の番人」とも呼ばれる。現在の最高裁判所の建物は、1974年(昭和49年)に建てられた。敷地面積は3万7427㎡で東京ドーム約28個分に相当する。

2. 内容

最高裁判所内の大法廷を見学した。直径14m、高さ23mの大きな吹きぬけに圧倒されながら、茨城県の稲田産の花崗岩を使用した壁や、法廷の前後の2枚ずつある西陣織の壁掛けについて説明を受けた。正面にある2枚の壁掛けは太陽を表し、裁判の活性を象徴している。背面の壁掛けは月を表し、裁判の落ち着きを象徴する。このように前後に動と静の対称的なものを置くことによって、裁判の意義を象徴的に表すとともに、空間的な広がりをも生み出している。これらの西陣織には吸音効果がある。さらに、壁にはめ込まれている岩と岩との間に隙間がありこれにも、吸音効果がある。

15席の裁判官席は、中央が長官、他の裁判官は右から左に任命順に座ることとなっている。傍聴席は全208席あり、特に記者席は一般席と異なりライトやテーブルが備え付けられている。地方裁判所等、他の裁判所と比較して大きく違う点は、証言台と被告人席が無いことである。これは、判決内容の中心が、憲法違反や法令違反に関する判断であるためである。また、事実関係の有無を審理の対象としないため、当事者席は互いが向かい合わず、裁判官の方を向いている。

1階の広間には2体のブロンズ像が存在する。1つは、富永直樹氏による平和を象徴する「椿咲く丘」像で、もう1つは圓錐勝三氏えんすいしょうさんによる「正義」像である。「正義」像はギリシャ神話に登場するテミスをイメージして作られ、左手に持つ天秤は、公平・平等を表し、右手の剣は公平な裁判による正義の実現を表している。西欧のものとは異なり目隠しはしていないが、目を閉じており、見えるものに惑わされず双方の主張に耳を傾ける、という意味が込められている。

3. 感想

今回の見学とレクチャーを通じて、大法廷に施された様々な工夫や、施設の大きさに最高裁判所の存在の意義を感じることができた。そして、厳粛な雰囲気、法に関心のない人でも襟を正さずにはいられないだろう。私自身、機会があればもう一度、あの独特の緊張感を味わいたい。



2. 厚生労働省

(執筆・編集／上江洲諒・仲村宗陽)

1. 内容

厚生労働省での話の主な内容は、若年労働者や就職困難者の雇用情勢、そこに見られる課題についてであった。

～企業と学生の意識のギャップ～

最初に、多くの大学で就職困難に陥っている学生が増えているという現状について説明された。大学キャリアセンター（就職部）による未就職卒業者の調査において「就職活動をスタートするのが遅い」「自分の意見や考えを上手く表現できない」等が少なからず見受けられ、このような学生が年々増加傾向にあるという。また、特に重要なことは「企業と学生の意識のギャップ」である。多くの学生は「企業は新卒者の採用に際し、資格や何らかの実績を重視している」と思っているが、実際、多くの企業は「学生の『コミュニケーション能力』と『主体性』を重視」している。企業側は、多くの学生のコミュニケーション力やチームワーク力、粘り強さ等が十分ではなく、ビジネスマナーや語学力、専門の知識等は就職後で良いという認識である。

～情報収集の必要性～

次に離職率についてである。就職をしても離職をする若年労働者が非常に多いといわれている。就職後3年以内に離職する者の割合は中卒で約6割、高卒で約4割、大卒で約3割であり、中でも1年以内の離職率が最も高い。若者の早期離職理由として「仕事上のストレスが大きい」「給与に不満」「労働時間が長い」「会社の将来性・安定性に期待が持てない」等がある。就職活動において企業情報を事前によく調べることが重要である。

～就職困難者の支援状況～

生活保護受給者は、10年前と比べ各世代で増加しており、特に稼働年齢層と考えられる世代の生活保護受給が、平成16年の94,148世帯の約3倍の282,671世帯となっている。この状況を改善するため、地方自治体とハローワークが協力し、生活保護受給者の就労支援を行っている。刑務所出所者については、出所後にハローワーク、刑務所等及び更生保護機関が連携し、雇用・自立等をサポートする支援事業を行っているが、支援対象者に対する求職件数は低いのが現状である。平成20年～24年の期間で、保護観察を終了した無職の者と有職の者との再犯率を比較すると、無職者が29.8%となっており、有職者7.5%の約4倍となっている。就職こそが、再犯を防止する重要な要素であることは間違いのない話であった。

2. 感想

労働生産人口の減少、グローバル社会、正規・非正規労働者等、労働者を取り巻く環境は厳しい。私たちは、「就職」ということを真剣に考えなければならない。特に「企業と学生の意識のギャップ」について、企業側は、人間関係構築に優れ協調性と主体性のある人を求めていること、企業側と私たち学生側との間で必要とされる能力や資質についてズレが生じているとの指摘に驚きを感じた。ここで学んだことは私たち学生にとって必要不可欠の情報であり、今後の就活に活かしていかなければならない。そして私たちは企業に求められる人になるためにどのような取り組みをしなければならないのかということを探求していきたいと思う。

3. 内閣府

(執筆・編集／池田貴文・中島鴻人)

1. 内容

はじめに、内閣府の業務についての説明を聞いた。内閣府は2001年1月の中央省庁再編の際に内閣の機能強化のために新設された。総理大臣を長とし、内閣官房長官及び特命担当大臣等が業務を担い、経済財政、科学技術、防災、男女共同参画、沖縄北方政策、少子化対策の様な各種分野の総合調整などの幅広い業務を行っている。そのため、各省庁出向者や地方公共団体、民間からの出向者が比較的多く、多様な人から構成されているという特徴がある。

次に、広範な内閣府の活動の中から2つの活動について説明された。

1つは統計調査であった。統計には「調査統計」、「業務統計」、「加工統計」の3つがある。統計結果は行政から民間企業に至るまで様々な場面で用いられる。その中でも特に国が扱う統計は「公的統計」とされ、統計法によって扱いが決められている。同法により、回答者には回答を拒否、または、虚偽回答をしてはならないとする「報告義務」や集計者が外部に情報を漏らしてはならないとする「守秘義務」等が課されている。「公的統計」の代表例には国勢調査があり、国が社会の実態を把握し、政策の判断を下す際の重要な資料となる。時に統計結果から社会問題が浮き彫りになることもある。例えば、土地統計調査からは空き家の現状が分かる。空き家は年々増加していて、2013年の土地統計調査では空き家率は総住宅数の13.5%を占めている。この原因は人口減少が進む中で新しい住宅が増えていることや、空き家を取り壊すことで解体費用に加えて固定資産税の額が増えてしまうことなどである。そこで、放置されている空き家に立ち入り調査をする権限を市町村に与え、解体等の命令に所有者が従わない場合は行政代執行により解体できるというような対策が考えられている。このように、統計は行政の施策や問題解決などの重要な役割を果たしている。

2つ目はPKOの日本の活動状況についてであった。PKOとは「Peace Keeping Operations」の略で国際平和維持活動のことである。日本は、国際平和協力法(PKO法、1992年制定)に基づいて人的・物的活動を行ってきた。具体的には、人的協力として1992年のアンゴラ国際平和業務で3名の選挙監視委員を派遣し、その業務として、議会の議員の選挙、住民投票などの公正な執行の監視管理を行った。また、物的協力としては、アメリカに次いで2番目に多い約11%もの分担金の負担や被災地域の物質の供給が挙げられる。そして、PKO法では、1)「PKOへの協力」、2)「人道的国際救助活動への協力」3)「国際的な選挙監視活動への協力」という3つの柱とともに、停戦の合意がある、中立性を保って活動するといった参加5原則に従って活動を行うよう定められている。

最後に、東京と福岡に関しての〇×クイズがあった。例えば、「東京には村が3つあるのか」、「東京都は日本最南端の都道府県であるか」「内閣府は東京にしかないのか」という問いである。それぞれ予想外の正答に、場が大いに盛り上がった。

2. 感想

普段では知ることのできない貴重な話を聞いて、有意義な時間を過ごせた。PKOの活動については、命を落としかねない過酷な状況で活動を続けられている方々に対して、頭の下がる思いであり、日本の誇りであると感じた。

また、統計調査に関しては、回答者側に「報告義務」があり、回答を行わなければ罰せられることに驚いた。今回の話を踏まえ、今一度詳しく調べたいと思う。



4. 国会議事堂

(執筆・編集／崎田麟太郎・武内玲於)

1. 概要

現在の国会議事堂は1936年(昭和11年)11月に完成した。当時は日本で一番高い建物であり、最も高い中央塔は全長65メートルで地上6階建てのビルに相当する。建物の構造は鉄骨鉄筋コンクリートである。建設費用は完成当時の時価で2570万円、現在の金額に換算すると約500億円で、これは当時の国家予算の3分の1に相当した。



2. 内容

向大野新治衆議院事務総長の案内で国会議事堂衆議院本館を中心に見学した。

まず、衆議院本会議場へ移動した。本会議場は正面中央の高い椅子のある席が議長席、その左側が事務総長席となっている。また、議長席を中心として左右にそれぞれ2列の席があり、内閣総理大臣を始めとする国务大臣が前列に座る。議員が使う議席は議長席を中心に扇型に広がり、左から右へ所属議員数の多い会派から順に各会派別に座るのが慣例となっており、各議席には議員の氏名が書かれた氏名標といわれる黒い四角柱が備え付けられている。傍聴席は約800人分あり、その前方には記者席がある。

向大野氏から歴代の国会議事堂や現国会議事堂の特徴について説明があった。現国会議事堂の建設計画は1886年(明治19年)から開始されたものの、予算不足や仮議事堂が二度も火災で全焼し、建設開始が1920年(大正9年)にまで遅れてしまったこと、また、現国会議事堂は、郵便ポストやドアノブの鍵、ステンドグラスを除いて全て国産であることや、衆議院本会議場の壁にある彫刻は手掘りであり、身分の差に関わらず国民の代表として発言できるよう士農工商に関する図柄があるなど、興味深い話であった。

次に、国会のシンボルの1つである赤絨毯の敷かれた廊下を通り中央広間へ移動した。この天井のステンドグラスから日光が差し込む中央広間の四隅には台座が置かれており、内3つには議会政治確立に尽力した伊藤博文、板垣退助、大隈重信の銅像が設置されている。残りの何も置かれていない台座は「政治に完成はない」や「自分の銅像が置かれるように努力するため」などの理由から空けられているという。また、柱に化石が含まれており、化石の宝庫という国会議事堂の一面も見ることができた。

最後に、衆議院事務総長室へ行った。部屋には歴代の衆議院事務総長の肖像画が掛けられており、荘厳とした雰囲気であった。

3. 感想

今回の見学を通じて、多くの苦難を乗り越え国会議事堂が建てられたこと、また、国会議事堂の内装ひとつひとつに議会政治確立への願いを先人たちが込めていることを感じ、加えて、早足で行き交う議員の姿にここが日本の中枢に位置する国会だということを再認識した。

私達も、今後選挙権の行使という形で政治に参加する機会を得るが、その時に先人たちが国会議事堂を通して議会政治に込めた思いを噛み締めながら日本国民の一員として一票を投じたい。

5. 衆議院議員との歓談

(執筆・編集／崎田麟太郎・武内玲於)

1. 内容

私達は衆議院議員木内均氏に話を聞いた。木内氏は長野県出身で、長野県佐久市市議会議員を2期、また長野県県議会議員を2期勤めた後に2012年(平成24年)12月の衆議院議員選挙に初当選し現在に至る。

木内氏の話は現在の自民党政権の内での自らの活動と国会議員の日常生活についてであった。印象深く残っていることは、党内に13の部会(政策部会)が設置されており、通常、議員は2つから3つの部会に所属していることから、会議日程が重なることもあり、優先順位をつけて参加せざるを得ないとのことだった。

木内氏の場合、子・孫の代まで上京しても故郷に帰ることができる地域を実現するという政治目標から、地域と関係の深い、文部科学部会、経済産業部会、農林部会へ主に出席し討議を重ねているとのことであった。また、国会議員にとって重要な外交や防衛に関する部会にも出席したいが、他の部会と日時が重なり出席できないことも多いとの現状が説明された。

また、国会議員の日常生活についての話も興味深く、平日は国会での議論の時間以外は、午前8時から自民党本部で政策部会に出席しているという。休日は地元に戻って協議を重ね、党内の審議の場に地元の声を持っていけるように努力しているという。

私達からの「政治の世界に入って嬉しかったことは何か」という質問に対して、「市議会議員選挙ではその市内でしかポスターが貼られなかったが、衆議院議員の選挙では自分の知らない地域にもポスターが貼られており、見えない所で支えられていることを感じ、嬉しかった」と答えた。

また、特定秘密保護法についての質問に対しては、「法案の重要性と危険性を鑑み、適切に運用すること。第2の治安維持法には絶対にさせない」と確固たる口調で話した。

2. 感想

木内氏は親しみやすく、また、高い志を持っている方であった。

私たちは、総理大臣は直接選ぶことはできないが、国会議員は選ぶことができる。選挙では党のマニフェストで投票先を考えがちになるが、これからは、党のマニフェストに加え個人の見解も踏まえ、総合的に考慮して一票を投じたい。

6. 憲政記念館

(執筆・編集／崎田麟太郎・河野晃大)

1. 概要

憲政記念館は、1970年（昭和45年）に我が国の議会開設80年を記念して設立され、1972年（昭和47年）3月に開館した。

2. 内容及び感想

国会議事堂訪問の後に「憲政記念館」を訪れた。施設内では、施設の職員による案内のもとで各資料・展示物等を閲覧した。

最初に、「憲政史シアター」という部屋で、ビデオを鑑賞した。ビデオで

は、議会思想が移入された幕末から明治維新、大日本帝国憲法の制定、帝国議会の開設を経て、戦後日本国憲法の制定によって新しい国会が発足し、今日に至るまでの「憲政の歩み」が紹介されていた。ビデオは日本の憲政を理解するうえでの要点をかみ砕いて説明しており、憲政に関する専門知識の乏しい中高生が見た場合でも容易に理解できるものと感じた。その後、隣接する「憲政の歩みコーナー・壁面コーナー」へ移り説明を受けた。そこでは、当時の政治家がどのように政治を動かしていたのかということ等の実際の憲政の歴史に関係する文書類をはじめ、関係資料・写真等が展示されていた。文書類では、原敬首相演説草稿や田中正造の足尾銅山鉍毒についての質問書等が残されていた。また、関係資料では、大日本帝国憲法発布時の官報号外等があった。これらを実際に見ることができ、日本の政治がどのように動いてきたかを実感し感銘を受けた。

他にも憲政記念館には、尾崎行雄に関する資料があり、尾崎行雄一二景と呼ばれる絵画や自身が詠んだ詩歌等が展示されている。また、模擬議場体験コーナー等もある。

憲政記念館での見学は非常に短い時間で行われたが、それでも日本の憲政についてのより詳しい知識を得ることができ、今後の勉学につながる有意義な時間となった。



7. 社会保険診療報酬支払基金

(執筆・編集／七条遙・高松真文)

1. 概要

支払基金とは主として被用者保険における診療報酬の「審査」と「支払」を実施する専門機関である。

支払基金は社会保険診療報酬支払基金法（特別法）に基づいて設立された民間法人である。一般企業との相違点は、営利目的でないこと、資本金や株式を所有していないこと、事業計画や収支予算に



は厚生労働省の認可を必要とすることである。

2. 内容

私たちは社会保険診療報酬支払基金の理事長である河内山哲朗氏に、支払基金の審査制度や医療保険の実情等について話を聞いた。

現在、日本の審査方法は医療機関から送られてきた請求書をコンピュータによってチェックを行った後に再度、医師が審査事務を行う仕組みとなっている。

審査事務に医師がかかわることで、審査事務の的確性と専門性が確保され、他の医師の納得も得られるため、争い事が事実上調停され、訴訟件数が少なくなるというプラス面がある。一方、他国に目を向けてみれば、韓国ではコンピュータによる審査が発達しており、審査事務を行うのは大半が若い看護師である。フランスではそもそも請求書の審査はせず、統計上不審な点があれば返還請求をすとしている。訴訟件数が増えるが、医療費への一定の抑制効果がある。

アメリカにおいては、日本のような皆保険制度になっておらず、保険に入っていない者が医療機関で支払う医療費は全額自己負担となるため、無保険の貧困層が病院に行くことが困難になっている。一方、日本では国民全員が何かしらの保険に加入しなければならないため、医療費が一部負担となっていることから、国民が医療を受けやすくなっている。

これらの実情を踏まえ、河内山氏は「日本には日本の良さがある」と評価していた。

また、現在の日本では少子高齢化に伴い急激な過疎化が進んでいる地域が多く、その地域では医師が少ないため、保険料を支払っているにもかかわらず医療を受けることが難しい状況にある。医師は公務員ではないため、医師を過疎地域に呼び込むのは大変困難なのが現実である。河内山氏は、このような地域において地域医療を行っている医師を「最後の砦」と評した。

3. 感想

今回、話を聞く中で、課題はたくさんあることを感じた。例えば、診療報酬審査の完全な機械化による支払基金職員の定員削減や支払基金と、同じく医療費請求の審査機関である国民健康保険団体組合(国保連)との統合による人員削減などである。これらの課題が解決されれば、審査の効率化・医療費の削減が進むのではないだろうかと考えた。また、地方の過疎化による医師不足が進む中、地域同士の連携強化やインターネットで健康相談を受け付ける等の対策が重要だと思う。



8. 警視庁

(執筆・編集／宮園大慶・海谷恭平)

1. 概要

警視庁とは首都東京の治安を維持する警察組織である。1874年(明治7年)に創設され、都民の生活を守るために活動をしている。他の道府県警よりも規模が大きく、東京都公安委員会の管理の下、様々な部署等から構成されている。

2. 内容

初めに、「ふれあいひろば警視庁教室」で警視庁についての紹介ビデオを見た。時折クイズを織り交ぜながら警視庁についての知識を問いつつ、警視庁の活動や警視庁を構成している部署・体制の説明をし、理解を深めるような工夫がしてあった。地域警察官と住民のコミュニケーションの重要性、事件現場での臨場や警察犬の活躍、交通機動隊の紹介、捜査第一課特殊班捜査係(通称SIT)の訓練映像、航空隊ヘリコプターによる空からの追跡や警視庁水難救助隊との連携による救助活動、都民と警察を結ぶ「音の架け橋」である警視庁音楽隊の演奏の紹介などがあり、一定の理解を得ることができた。

次に、警察参考室にて資料閲覧をすることができた。階級章やあさま山荘事件等の歴史的事件に関する資料、1935年(昭和10年)からの制服の変遷についての展示などを見学した。中でも川路利良初代警視總監の愛刀などの資料は特に印象的であった。

最後に、通信指令センターを上階から見下ろし、実際の110番の受理状況を見学した。一見同じように見えるデスクもそれぞれ役割が違っていた。通報があった場合、机に設置されてあるランプが光り、受理担当者が必要事項を受理モニターに書き込み、無線担当者がその内容をモニターで確認して指令を飛ばすといった連携で処理されていた。ランプも色によって意味が異なっており、黄色に点灯するランプは一般的な案件で、赤色に点灯するランプは緊急を要する案件を意味している。見学している間、絶えずランプが光っていた。

3. 感想

今回の警視庁見学を通して、充実した資料や紹介により実際の警察活動をより詳しく知ることができた。都民の生活を守るとともに、都内にある主要機関を警備している警察であることから、他の道府県警とはまた違った緊張感を感じた。日本の首都の治安を守ることは、地方にいる我々の生活と無関係とは言えず、警視庁の重要性は誰も疑わないものと言えるだろう。



9. 法務史料展示室

(執筆・編集／朝隈拓実・海谷恭平)

1. 概要

法務史料展示室は、1枚の写真(日本建築学会図書館所蔵)を基に推定復原された部屋である。赤レンガ棟の創建当時は、司法大臣官舎大食堂であったといわれている。赤レンガ棟は、1945年(昭和20年)の戦災により、レンガ壁とレンガ床を残して焼失した。戦後、1950年(昭和25年)までに改修され、その後、法務省本館として使用される。なお、赤レンガ棟の外観は、1994年(平成6年)12月に国の重要文化財に指定されている。

2. 内容

法務資料展示室は、(1)メッセージギャラリー、(2)建築史料の展示、(3)特別展示室、(4)法務史料の展示の4つのエリアに分かれている。

(1)には、建築史料と「日本司法支援センター(愛称:法テラス)」及び「裁判員制度」に関する広報・啓発史料などが展示されている。

(2)には、創建当時の赤レンガ棟の一部がそのまま残されている。このレンガは、ホフマン式輪焼窯で作られたものである。また、当時の赤レンガ棟の模型などを年代ごとに比較することができる。

(3)では、法務省や赤レンガ棟に関連する事項をテーマとした企画展示を行っている。私たちが見学した際には、1947年(昭和22年)まで使われていた裁判官、弁護士、検察官の法務服などが展示されていた。

(4)には、近代法の原則を盛り込んだ我が国最初の基本法典案が展示されている。これは、司法省がボアソナードの協力を得て草案を作成し、元老院の審議を経て1880年(明治13年)に公布された旧刑法である。その他にも、明治事件史などの史料、法務のあり方の変遷が垣間見える貴重な史料が多々展示され、非常に興味深い。

3. 感想

法務史料展示室では、貴重な史料を数多く見ることができ、非常に有意義であった。とくに興味を引かれたのは、当時のお雇い外国人の活躍である。維新直後の日本はまだ未熟で、近代化を急ピッチで進める必要があったが、日本人の力だけでそれを実行するのは難しかった。その中でボアソナードやロエスエルなどのお雇い外国人を起用し、急速に近代化を進めてきたのである。彼らなくして法務の変遷は語れない。



10. 明治大学博物館

(執筆・編集／上江洲諒・武内玲於)

1. 概要

明治大学博物館は「大学史部門」「商品部門」「刑事部門」「考古部門」に関する展示を行っている。大学史部門は建学の精神や歴代の校舎についての解説、商品部門は漆器や和紙など伝統的手工業製品の展示、刑事部門では我が国の刑罰に関する歴史的な法の発展や江戸時代の捕者具、拷問・処刑道具の展示を行っており、考古部門は各地から出土した土器や石器を展示している。



2. 内容

私たちは刑事部門を中心に見学した。刑事部門は4つのコーナーに分かれている。

「日本の罪と罰」コーナーでは、古代から近代に至るまでの刑法に関連する「令義解(獄令)」「御成敗式目」「今川仮名目録」「甲州法度之次第」「武家諸法度」「生類憐みの令」「大日本帝国憲法」についての史料、また、法令や禁令が墨で書かれた「高札」と呼ばれる板札を見ることができる。

「江戸の捕者」と「牢問と裁き」についてのコーナーは、江戸時代における犯人の拘束から刑の執行までの過程やそれに使用される道具、刑罰の種類について展示がある。被疑者を無傷で捕まえるために「袖搦^{そでがらみ}」や「突棒^{つくぼう}」「刺又^{さすまた}」などの道具が使用され、被疑者から自白を得るために「笞打^{むちうち}」「石抱^{いしだき}」「海老責^{えびぜめ}」「釣責^{つるしぜめ}」といった拷問が行われたことから、当時は被疑者を生け捕りにし、自白を得ることが非常に重要だったと解説されていた。刑罰は厳罰主義で見懲らしのために行われたこと、また、主人殺害や親殺しが重罪であったことから当時の価値観が大きく刑罰に影響していたことも説明されている。

「さまざまな刑事博物」コーナーは、明治時代以降の日本の死刑道具やヨーロッパの処刑道具を展示している。聖母マリアの姿を模った外見と内部にある鋭く太い針が対照的な「ニュルンベルクの鉄の処女」や「ギロチン」の鈍い光を発していた刃に戦慄を覚えた。

3. 感想

展示史料を見学して、拷問・処刑道具から発せられる威圧を肌で感じた。また、江戸時代における捜査は自白に頼っていたことや刑罰が見懲らしのために行われていたことを知り、物的証拠が捜査では重視され、犯人の更生のためにも刑罰が行われる現代と大きく違いがあることに気付いた。

人が人を裁くことは避けられないことである。現代でも死刑制度廃止が議論されている。私たちは過去の刑罰について知ると共に、現在及び将来の刑罰についても関心を持って考え続けなければならないと思った。

11. 靖國神社

(執筆・編集／崎田麟太郎・竹本竣・河野晃大)

1. 概要

靖國神社は、1868年(明治2年)に創建された。総面積は、9万9千平方メートルで、東京ドームの2倍に相等する。本殿には、幕末から太平洋戦争までの英霊246万6千余柱が、ご祭神として祀られている。1872年(明治5年)に伊藤平左衛門(建築家)の設計による、雄大豪壮な名建築である。

2. 内容及び感想

私達のグループは、最初に拝殿にて参拝した後、本殿に隣接する遊就館を訪ねた。ここには幕末以来、国のために尊い命を捧げ、靖國神社に祀られたご祭神の貴重な遺品、さまざまな戦争に関する史資料が展示されている。

実物の史料として、日本を代表する戦闘機の一つである「零式艦上戦闘機」や、太平洋戦争の際、サイパン島で戦車第9連隊が使用した「九七式中戦車」などが展示されていた。

また、貴重な資料として、太平洋戦争の契機となった真珠湾攻撃の際にその奇襲の成功を伝えた有名な電文「トラ・トラ・トラ」の電報文も残されており驚いた。

そして、一番感動したのは、戦死した方々の家族に宛てた遺書だった。自分達とあまり年の差のない若い人達の遺書が多かった。どの遺書にも家族を守るため、国を守るためという強い意志を感じた。それを見て考えると、太平洋戦争でいかに国力を挙げて必死に戦っていたのかということが改めて分かった。

私が、一生に一度といわず何度でも訪れたいと思っていたのが靖國神社であった。今回その夢が叶ったことに大きな喜びを感じている。日本の政治家の参拝が、ときに近隣諸国との関係を波立たせることもあるが、多くの日本人が必ず一度は訪れてほしいと強く願う。そして、あの69年前の戦争を、家族そして国を守るために戦死した方々の思いを感じてほしいと思う。また、今現代を生きているということに喜びと感謝の念を強く感じてほしいと私は思った。



12. 東京高等検察庁

(執筆・編集／滝佐和子・大塚詩菜・陣内康輔)

1. 概要

検察庁は法務省の所管に属し、検察官の行う事務を統括する官署である。最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁の4種類があり、それぞれ裁判所に対応して設置されている。高等検察庁は全国に8か所あり、控訴された刑事事件などを取り扱う。



2. 内容

最初に、検察官の仕事に関するビデオを視聴した。検察庁には、検察官とその仕事を補佐する検察事務官が勤務している。検察官は、刑事事件について捜査および起訴・不起訴の処分、刑事裁判での立ち会い、証拠調べ、刑の執行を指揮・監督している。

次に、検察官が護身用に使っている防弾チョッキや防刃チョッキを着用することができた。また、模擬取調室の見学もできた。そこには、検察官、検察事務官、被疑者の椅子や応接用のソファがあり、実際に座ることができた。

最後に、現職の検察官の方との質疑応答があった。その中で、近年発生している取り扱いが難しい犯罪として、違法薬物の密輸入、高齢者を狙った振り込め詐欺、専門的な知識が必要なコンピュータ犯罪が挙げられた。また、検察官は犯罪被害者や遺族の方の希望に沿って、事件の真相や犯人の動機、出所情報などを詳しく伝えるようにしていることがわかった。

3. 感想

検察官の仕事は迅速かつ的確な判断が求められ、ミスが絶対に許されない厳格な仕事である。その分、被害者やその家族に感謝されたときに、検察官としてのやりがいを感じるのとことであった。とくに印象に残ったのは、検察官の「人違いで起訴したら検事を辞める覚悟がある」という言葉であった。この言葉に検察官としての仕事に対する強い使命感や高い志を感じた。

13. 東京証券取引所

(執筆・編集／山田悠太・後藤聡一郎)

1. 概要

東京証券取引所（東証）は、国内最大級の金融商品取引所である。1949年4月1日に証券業者（後の証券会社、現在の金融取引業者）を会員とする東京証券取引所として設立された。2001年11月1日に組織変更され、現在の株式会社東京証券取引所となった。1999年4月1日に株券売買立会場は閉場されて、立会場の跡地は東証 Arrows になった。東京証券取引所は大阪、名古屋の証券取引所と共に「三市場」と称され日本経済の成長に貢献した。世界的に見ても、ロンドン、ニューヨークと並ぶに「世界三大市場」である。

2. 内容

東京証券取引所ではまず最初に、東証と東証 Arrows の歴史、役割などを紹介したビデオを見た。その後東証のマーケット部門が売買管理業務を行う「マーケットセンター」を見学した。マーケットセンターには、「チッカー」と呼ばれる直径17m のガラスシリンダーで覆われている環状電光掲示板がある。チッカーには取引が成立した株価が回っており、取引の活況に応じて回転する速さが変わる仕組みで非常に興味深かった。VIP テラスには、以前は立会開始の合図に使われていた鐘があり、現在では新規上場セレモニーで使用されている鐘が掲げられている。私たちが訪れたときには、「不二電機工業」が東証一部に上場し、その上場セレモニーに立ち会うことができた。

次に、刻々と変わる東証上場会社の株価や日経平均株価が表示されている「大型スクリーン」、マスメディア11社がスタジオを設けている「メディアセンター」などを見学した。

最後に、「東証アカデミー・スクエア」で株式取引の仕組みや、株と金利の関係についてレクチャーを受けた。上場の仕組みは非常に興味深く、東証一部と二部の「上場基準」の違い、上場会社の知名度の向上、安定した資金調達ができるなどのメリットがあるが、その反面、ライバル会社に自社の株を買い占められる可能性があること、日々の自社株取引の管理を行う必要があること、さらに社会的責任が増大することなどの説明があった。

3. 感想

今回の東京証券取引所での研修で、私たちの将来就くであろう仕事や、日常生活にかかわることを、実際に自分の目で見学できたことで、より一層の株取引などについての知識が必要だと感じた。また市場の一連の流れや仕組みを学ぶことができ非常にいい経験であった。この経験を基に今後の勉学に活かしていきたい。



2014年度 東京研修報告 基礎演習

担当：古矢一郎

基礎ゼミは、行政官をはじめとした法律の知識・素養を必要とする職業を目指す学生が所属する選抜制のゼミである。司法・立法・行政の中核となる機関を訪問し、またそこで業務に携わる方々から直接話を伺う東京研修はまさにゼミのメイン・イベントと言える。

前期は法学の学習の導入的事項について学ぶことに加えて、東京研修に向けての事前学習として訪問する機関の法律上の位置づけや業務の概要等についてグループで調べ発表することを行ったが、これに並行して、国や地方自治体の政策に関する新聞記事について要約し、政策のメリット・デメリットや前提となる仮定を抽出するという作業を行った。この作業により、読解力や文章力の向上は言うまでもなく、政策決定過程を客観視できるようになることを狙ったものである。

そして、東京研修では等身大の行政官から話を聞くこと等を通じ、政策の形成や執行は第一線の行政官らのたゆまぬ努力の積み重ねによって進んでいくことを理解できたはずである。

後期は行政学の基礎を学ぶことに加えて、東京研修の報告書の作成を行ういっぽう、ゼミの集大成として、グループごとに政策を立案し発表する「政策プレゼンテーション」を行った。現実には困難な局面が多いが、楽観的な見通しや極端な発想に走ることなく、最善の策を追及してもらった。

東京研修への参加はこれから本格的に始まる専門科目の学習への強い動機づけになるはずである。また将来どの分野に進むことになっても、今回の経験で得たことをゼミ生の諸君は忘れないでほしい。

最後に、この場を借りて、今回の研修を可能にした全ての関係者の皆様方に感謝を申し上げたい。

■東京研修 (10日のみ午前、午後それぞれ一か所の訪問先を選択)

9月8日	午後	○国会議事堂(参議院) ○憲政記念館
9月9日	午前 午後	○内閣府(レクチャー、折登ゼミと合同) ○最高裁判所 ○東京地方検察庁(レクチャー)
9月10日	午前 午後	○防衛省 ○東京証券取引所(レクチャー) ○靖国神社 ○明治大学博物館
9月11日	午前 午後	○国立国会図書館 ○千鳥ヶ淵戦没者墓苑 ○国際協力事業団(JICA)(レクチャー)

※事前学習として、9月4日に福岡地方裁判所を見学し、裁判傍聴等を行った。

研・修・報・告・記

1. 参議院

(執筆・編集／梅丸遼太郎・中島匠梧)



参議院では、参観ロビー、参議院本会議場、御休所、中央広間の順に見学しました。参観ロビーでは参議院議場にある議席の複製があり自由に座ることができ、外国からの見学者の方も興味を持って座っていました。また、第一回帝國会議の歴史に関する資料が展示されており、当時の開院式の慣例が貴族院と衆議院の両院それぞれから勅語に対する奉答文を奉呈することであることが書かれていました。

本会議場の見学では天皇陛下がご臨席されるお席など議場にある席の説明がありました。国会議事堂の建設にあたってはアメリカやイギリスを例にならい、設計図案を一般から募集したそうです。工事は1920年に始まり、1936年に完成しました。また、国会では速記者の疲労を考え速記者の座るテーブルに5分に1回鳴るベルが付けられていることと、天井につけられている明かりは下に降りてくるので掃除や取り付けが可能であることの説明を受けました。

次に天皇陛下が参議院にお越しになられたときにお入りになる御休所を見学しました。部屋の内装は赤を基調としており部屋のものほとんどが国産であるということでしたが、御休所が使われることはほとんどなく、陛下が滞在される時間も短いとのことでした。

中央広間には4つの台座があり伊藤博文、大隈重信、板垣退助の3人の銅像が立っています。銅像が立っていない台座には「政治に完成はない、未完の象徴」の意味が込められておりこの3人に並ぶような政治家が後の世に出てくることを期待して置かれたそうです。

今回の国会見学を通して、国会や政治についてより深く学ぶことができたと思います。ほとんどのものが国産の材料で作られていて、中央広間の壁や本会議場の木彫りなど、何気ない装飾にも深い意味が込められており驚かされました。当時の技術を結集して作られたのがよく伝わってくる建物でした。これから政治に参加する機会が増えてくると思うので、研修で学んだことを活かしていきたいと思います。



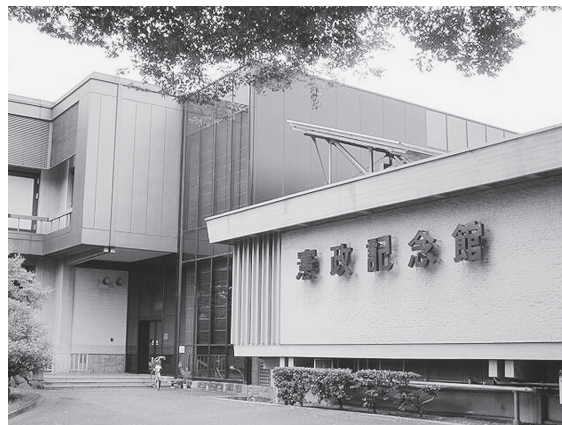
2. 憲政記念館

(執筆・編集／永田沙織・久我瑞季)

1. 概要

憲政記念館は、1970年に日本の議会開設80周年を記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立されました。

ここでは、国会の組織や運営などを資料や映像によってわかりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展なども開催されています。

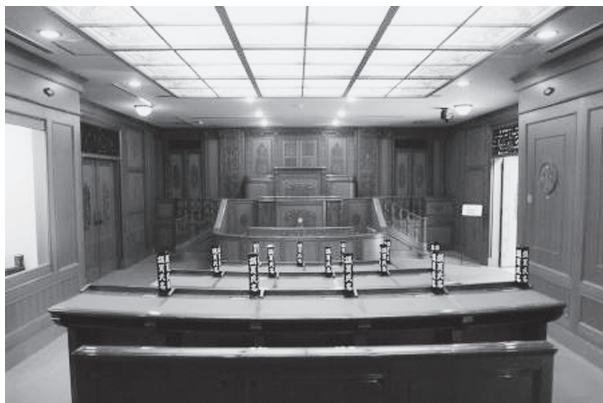


2. 展示内容

様々なコーナーが置かれており、映像や写真、書類などによって説明されています。

議場体験コーナーでは、本物のような議席が用意されており、これに座って内閣総理大臣の演説する映像を見ることができます。また、演壇も用意されています。議員がどのような雰囲気の中か演説を聞いているのかを体験でき、テレビでしか見たことのない世界を身近に感じることができました。

尾崎メモリアルホールでは、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄をしのんで、遺品や書籍などを展示しています。尾崎は議員として様々な日本記録を有することから「憲政の神様」「議会政治の父」などと呼ばれていますが、ここまで尊ばれる理由となった数々の努力をここで知ることができました。



憲政史シアターでは、議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国憲法の制定、帝国議会の開設などの憲政の歩みを映像で見ることができます。

映像による分かりやすい説明により、政治の変化とともに時代は移り変わってきたことに加え、これからの日本を支えるためにいかに憲法や法などが大事になるかを学習できました。

このほかにも、様々なコーナーが用意されています。

3. 感想

今回の見学を通して、憲政の歴史や国家における憲政の重要性について学びました。自分たちが生まれる前の資料や映像もたくさんあって、中学や高校の授業で学んだ知識をより深めることができました。私たちがこれから社会に出ていくにあたって、これまでの日本が歩んできた歴史と現在の日本や世界で起こっていることの両方についての知識を持つべきだと感じました。

これからも政治についての視野を広く持ち、現在日本が抱えている政治問題について自分の意見をはっきりと述べるできるようになりたいと思います。

3. 内閣府

(執筆・編集/戸嶋秀一郎)



内閣府は平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環により、内閣に設置されました。内閣府は総理府、経済企画庁、沖縄開発庁、総務庁(一部)、科学技術庁(一部)、国土庁(一部)が合体してできており主な任務としては、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるための企画立案、総合調整(内閣補助事務)と内閣総理大臣が担当するにふさわしい行政事務の処理など(分担管理事務)の二つに

大きく分けられます。内閣府のトップは内閣総理大臣で内閣総理大臣の下に内閣官房長官、内閣官房副長官(3人)、特命担当大臣(現在は8人)、副大臣、大臣政務官(各3人)がいます。外局としては、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、特定個人情報保護委員会があります。

「内閣補助事務」とは経済財政政策、国家戦略特別区域、地方分権改革、科学技術・イノベーション政策、宇宙政策、防災、男女共同参画、沖縄政策、北方政策、青少年育成、金融、食品安全、消費者、食育、少子化、高齢者、障害者、交通安全、犯罪被害者、自殺対策等のことです。

「分担管理事務」とは、経済分析、宇宙開発利用促進、構造改革特区等認定、官民競争入札等監理、国民経済計算、防災施策、沖縄振興、北方領土問題世論啓発等、栄典行政、市民活動促進、政府広報、公文書管理、国際平和協力業務、情報公開・個人情報審査等のことです。このように内閣府の担当する仕事は多岐にわたっています。

私たちが内閣府を訪問した日は、その数日前に安倍総理が第二次安倍内閣発足から1年9か月にして初めて内閣改造を行い、内閣府がとても忙しい時だったようで、職員の方々はバタバタとされており、そんな忙しい中でも事前に入っていた私たちへの説明の時間を取っていただいたことは大変ありがたく思いました。突然出てきた仕事をきっちりこなしながら、前から入っていた仕事もきっちりこなす。一見当たり前のことですが、大変だと思います。急な予定が入ったとしても余裕をもって対処できるような大人になりたいと思いました。特に公務員は、仕事が遅れると直接国に影響がくるので責任も重大でプレッシャーもすごいと思いますが、職員の方々を見ると大変さよりもやりがいがあるように思いました。私は将来公務員として働きたいと考えていたので、この研修で生の職場を見ることができ大変有意義な時間になりました。



4. 最高裁判所

(執筆・編集／鴨崎七海・野中優衣)



1. 最高裁判所の機能

最高裁判所は憲法によって設置された我が国における唯一かつ最高の裁判所です。また、最高裁判所の特徴として、証拠や証人等による事実認定は行わず、法律審だけを行うという点があります。法律審とは、法律的誤りがあるかないかを審理することです。最高裁判所以外の裁判所は、事実認定を審査する事実審を行います。

最高裁判所には年間1万2千件もの裁判の申し立てがされますが、大法廷で裁判が行われるものは年間2、3件程度です。近年、大法廷で審理されるものの多くは、衆議院や参議院選挙での議員定数不均衡における一票の格差の問題です。また、最近起こった大法廷での審理は非嫡出子の相続権が嫡出子の2分の1であることが憲法14条の法の下での平等に反するのではないかという審理です。

2. 最高裁判所の構造

最高裁判所には大法廷と小法廷があります。最高裁判所に上告された事件はまず小法廷で扱われ、それでも結論に至らなかった場合にのみ大法廷で扱われます。大法廷には照明はほとんどなく、法廷内は天井にある直径14メートルの吹き抜けから入ってくる光のみで照らされています。壁を覆う10万枚の御影石は、音の反響を抑えるために石と石の間に隙間を開けて組まれています。また装飾も兼ねて、法廷の前後に2枚ずつ防音パッド入りの月と太陽が描かれた巨大な西陣織の壁掛けがあります。他の裁判所と違い、法律審のみを行うため証言台は設置されていません。

3. 感想

私は、最高裁判所は違憲審査と重大な刑事事件のみしか扱わないと思っていましたが、実際は最高裁判所でも民事事件の裁判も行うということや最高裁判所に上告される事件の件数が年間12,000件もあるということ、そしてその中でも大法廷で行われる事件は、年間2、3件と上告件数に対してとても少ないということを今回の最高裁判所見学によって初めて知り、驚きました。

また、自分一人ではなかなか足を運ぶことは最高裁判所に訪れ、我が国の司法の最高機関を実際に見たということは、法律を学ぶ者として、大変貴重な経験を積むことができたと感じ、これから日本の法を学んでいくにことに以前よりも意欲が湧きました。

この経験をより深い法学の追究と理解に繋げていこうと思いました。



5. 東京地方検察庁

(執筆・編集／河崎公介・神島涼)

1. 概要

検察庁は刑事事件について捜査や公判活動を通じて事案の真相を明らかにし、また刑罰法令を適切にまた迅速に適用し、実現するための役割を担っています。組織の仕組みとしては、東京に1か所存在し、高等裁判所が取り扱った上告された事件を取り扱う最高検察庁。全国8か所に配置され、高等裁判所に対応している高等検察庁。全国に50か所配置され203の支部を持ち、地方裁判所、家庭裁判所に対応している地方検察庁。全国438か所配置され比較的軽い事件を取り扱っている区検察庁。合わせて4種類の検察庁に分けられており、厳正な立場のもとに、基本的人権を尊重し、法と証拠に基づいて適正な処分と刑罰の実現に努めながら私たちの日々の安全を守っています。



2. 研修内容

初めに検察庁の仕組みや具体的な働きについてのビデオを視聴しました。検察庁は発生した刑事事件において大きく「捜査」「公判」「執行」の3つの役割を果たしています。「捜査」では、事件処理から被害者の取り調べや捜索、差押さえを行い起訴するかしないかを判断します。「公判」では、起訴した場合、公判前整理手続、裁判員等選任手続、実際の裁判での立証や求刑を行います。「執行」では、有罪判決が確定した場合に裁判の執行を指揮します。その他にも検察庁は犯歴事務という有罪の判決を受けた人の犯罪歴の調査や管理を行うなど、確定した裁判の記録を保管、管理する記録事務などという仕事を担っています。

続いて、法務資料展示室へと移動し、検察に関わりのある歴史的資料や物品などを見学しました。飛鳥時代の刑法である、笞、杖、徒、流、死、の実際の資料を見ることができたことは印象深かったです。

次に、模擬取調室を見学しました。取り調べを行うに当たっての無駄のない造りは臨場感に溢れ、机には必要最低限の物だけで、武器になるような物は置かず、時計の配置にも気が配られていました。実際に席に座らせてもらい、模擬資料などを手に取らせてもらったことでより現場の雰囲気に近い体験をさせてもらうことができ、貴重な体験となりました。

最後は現役検察官の森本哲也先生のお話を聞かせていただきました。弁護士という仕事に就きながらも、やがて刑事事件に対するの関心も高まり、公的な分野で働くことを意識し始め、家族の反対を押し切り、検察官へ転身を果たしたそうです。常に時間的制約を受け事案を処理しなければいけない多忙な日々の中、徹底した捜査により真相を解明出来ることが検察官にしか味わえない仕事であり、とても充実していると話されていました。

3. 感想

実際に東京地方検察庁を訪問し、法務史料展示室の資料や物品などを見学することで、現在の検察庁に至るまでのより深い歴史とその背景を再確認出来ました。また、森本検事のお話では、ゼロの状態から徹底して捜査や取り調べを行い、答えを導き出すことの大切さを熱く語っていただき非常に私た

ちにとって考えさせられ、充実した訪問でした。また、現在日本では検事数は年々増えてはいるが人数不足という問題も抱えています。日本の社会の安全と秩序のためにも、この問題については考えていかねばならないと思いました。

6. 防衛省

(執筆・編集／鈴木拓巳・内門美波)

私たちは防衛省に行きました。防衛省に入る際、厳重な警備が敷かれており国家組織の中の重要な役割を担うところなのだと実感が湧きました。

防衛省とは日本の重要な省庁のひとつであり、平和と独立を守り安全を保つことを目的として自衛隊を管理、運営しこれに関する事務を任務として任されているところです。

防衛省には庁舎がA棟からE棟までありそれぞれ役割を持っています。A棟は東京都内最大規模のヘリポートがあり大臣や幹部などが使用する防衛の中核である棟です。B棟は通信局舎、C棟は情報関係などそれぞれの役目があります。あと厚生棟という職員の憩いの場もあり、ここで食事をすることができます。防衛省にはたくさんの方が働いており、仕事ばかりだけでなく厚生の面も充実していました。

次に私たちは市ヶ谷記念館に行きました。市ヶ谷記念館とは防衛省の敷地内にあり、今の庁舎A棟の建設地にあった「1号館」を歴史的建築物として復元、移築したものです。ここには実際に東京裁判の法廷として使われた大講堂、2階には旧陸軍大臣室や天皇陛下の休憩所として使われていた旧便殿の間がありました。

大講堂にはたくさんの展示品があり東京裁判に関するものや、刀、軍服、父子のやりとりの手紙などが展示してありました。大講堂の床はゆがみなどがあり換えられたもの以外は創建当時の部材を組み合わせ復元されています。

また、天皇が座る玉座が壇上にあり、それに向かう階段には天皇が上り下りしやすいように考えて作られた階段があり、一段一段の中央部分が丸みを帯びたようになっていました。他にも天皇のためを思って工夫して作られたところがあり、その当時天皇がどれだけ敬われていたかがすごく伝わってきました。

旧便殿の間には「三島事件」のときに三島由紀夫が隊員と戦ったときにつけられた刀の傷がそのまま扉に残されていました。そのまま残されているものを見るのはたとえ刀の傷の跡だけだとしても凄まじさが伝わってきました。



次に野外ヘリコプター展示場に行きました。ここでは実際に使われていたヘリコプターが展示されていました。自衛隊で使われるヘリコプターをこの近さで見ることがあまりできませんが、ここではさらに運転席や後部座席に座ることもでき、普通ではなかなかできない貴重な体験をすることができました。

最後に自衛隊殉職者慰霊碑に行きました。これはメ



モリアルゾーンという所の中にあります。メモリアルゾーンは心安らかにご参拝ができるように、それに相応しい場所になるように市ヶ谷台の各所に点在していた記念碑などを移設して作られました。慰霊碑には1950年(昭和25年)から現在に至るまで訓練演習、災害派遣などで亡くなった1800人を超える自衛隊員の方々が祀られており、それとともに亡くなった方々全員の名前を記した銘板が収められています。

防衛省にはたくさんの人々が働いており、日本の平和と安全を守るため日々最善を尽くされています。自衛隊の方に関しては国のために死ぬことも覚悟されており、そういう覚悟があるからこそ、日本は保たれています。

まだまだ他国と防衛のことで問題をかかえていたり、災害がある日本ですが防衛省の今後の動向、自衛隊の活動にこれまでよりもっと注目していきたいと思いました。なかなか立ち入ることができないところに踏み入れて、貴重な経験ができ心から成長できました。

7. 東京証券取引所

(執筆・編集/塔尾光一郎・堀田陽奈乃)

1. 概要



東京証券取引所とは、株式会社日本取引所グループの子会社で、日本最大の金融商品取引所です。1949年4月1日に証券業者を会員とする東京証券取引所として設立されました。2001年11月1日に組織変更し、株式会社東京証券取引所となりました。設立以来、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所と共に「三市場」と称され、日本を代表する金融商品取引所として日本経済の成長に貢献しています。また世界的に見てもニューヨーク証券取引所やロンドン証券取引所と並んで「世界三大市場」に挙げられ、世界経済の中樞の一角を担ってきました。

ただ今日では香港を「世界三大金融センター」と評価するケースが世界的に主流になっていることや、年間ベースの売上代金で上海証券取引所に抜かれていることから、世界的な地位の低下は否めないということです。なお、前身は日本初の公的な証券取引機関である東京株式取引所です。

2. 研修内容

私たちは、まず、東京証券取引所で「証券市場の仕組みと機能」というレクチャーを受講しました。

資産の種類としては、お金や不動産などの実物資産、預貯金・債権・株式・投資信託(ETF)・保険などの金融資産の二種類にわかれます。

貯蓄と投資の違いは、貯蓄は、会社が倒産した時、銀行がリスクを負担し、預金者は銀行を選べますが会社を選ぶことができません。これに対し投資は、会社が倒産した時、投資家がリスクを負担し、投資家は会社を選べますが、自己責任となります。

株式投資には意義があります。株を買うことは、会社の所有者になることであり、所有銘柄を見れば、その本人の資質や性格がある程度わかるからです。株式投資をする際には、単なるお金の手段としないために、株主であることが誇りであり、誰でも応援したくなるような会社の株がお勧めです。なぜかという、社会で企業として認められ、社会に貢献し、活躍が今後期待されるような会社

になるからです。

東京証券取引所の館内は、日本の証券市場のあゆみと東京証券取引所の歴史を中心に展示・解説を行っている証券史料ホール、架空所持金を手元に架空銘柄の売買の株式体験をすることができるマーケット・エクスペリエンス・コーナー、マーケット・センター・ステージやメディア・センターが一望できる見学回廊、マーケット管理業務が行われているマーケット・センター、各種セミナーをはじめ、企業説明会や記者発表などのさまざまなイベントが実施されるプレゼンテーション・ステージ、新規上場セレモニーで打ち鳴らされる上場の鐘、国内外の報道機関各社がスタジオを構えるメディア・センターなどから構成されています。

3. 感想

普段からメディアで馴染みのある東証に訪問でき、一番象徴的ともいえるチッカーを目の当たりにしたときは特に圧巻でした。そんなチッカーに目まぐるしく表示される為替レートを見て、今この瞬間も市場経済は変化しているのかと思うと日本の有価証券取引の重責を担う東証での見学は個人的に他のどこも見学先よりも興味関心を持って臨むことができました。また、係の方の丁寧な説明でここに来るまで知らなかった東証の仕組みや内部の設備などについて学べたことも十分に嬉しかったのですが、大型モニターの画面に私たちのゼミ名を電光で表示させ記念としてくれたそんな計らいも嬉しかったです。今回のこの東証見学をきっかけに経済に対する関心がより一層高まったことがこの東証での一番の収穫なのではないかと個人的に感じました。

8. 靖國神社

(執筆・編集/木下駿・松尾健吾)

1. 概要

東京研修三日目、私たちは靖國神社へ行きました。靖國神社は、明治天皇が、国家のために一命を捧げられたこれらの人々の名を後世に伝え、その御霊を慰めるため明治2年6月に建立した東京招魂社を起源とし、明治12年に「靖國神社」と改称されました。場所は九段坂の坂上に東面して鎮座し、実際に行ってみると近代的な建物が並ぶ場所に位置しています。

靖國神社をめぐる議論される問題の争点は、信教の自由に関する問題、政教分離に関する問題、歴史認識・植民地支配に関する問題、戦死者・戦没者慰霊の問題、A級戦犯に対する評価の使い分けなどがあり、このことからアジアの一部地域との軋轢を起こしています。

また私たちは、靖國神社を参拝したのち、「遊就館」を訪問しました。この建物は、靖國神社境内に併設された同社の祭神ゆかりの資料を集めた宝物館です。幕末維新期の動乱から太平洋戦争に至る戦没者、国事殉難者を祭神とする靖國神社の施設として、戦没者や軍事関係の資料を収蔵・展示しています。明治15年に開館した日本における「最初で最古の軍事博物館」と呼ばれています。建物はまず



入り口から入館すると、八九式十五糧加農、零式艦上戦闘機五二型が置かれており、厳かな雰囲気を感じさせています。二階建て構成となっており、22の展示室と2つの映像ホールから成り立つ館内面積は1.2万㎡となっており、私たちは約1時間半かけて訪問しました。

2. 感想

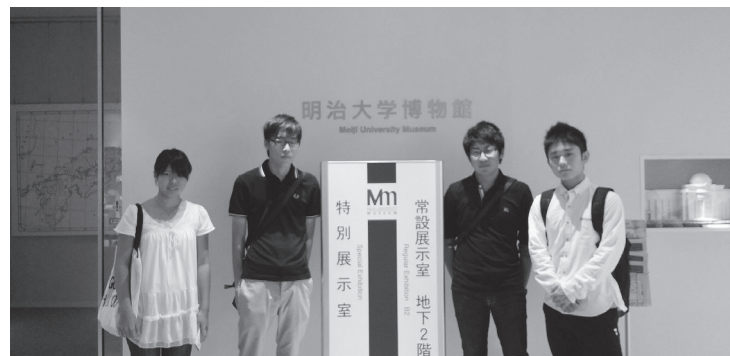
私は靖国神社を参拝したのは勿論初めてでしたが、まず何よりも先に境内の雰囲気に驚きました。どこか落ち着いた雰囲気がある中で、それとなく締めりがあるような、日本人として理解をしておかなければならない神社であることは実際感じる事ができました。それは「遊就館」を訪問することでより一層高められました。戦時中の日本国民としての声を実際に感じる事ができたのです。戦時中の人々はその時代を懸命に生きており、私たちがそう簡単に肯定も否定もできることでは無いのだと強く実感しました。

9. 明治大学博物館（刑事部門）

（執筆・編集／小森達朗）

1. 展示内容

明治大学博物館（刑事部門）では人権抑圧の歴史を使用された拷問器具とともに展示しています。中世ヨーロッパ、及び江戸時代の日本では拷問は罪人の罰、又は自白を得るための手段として一般的だったようです。しかし、罪人（または容疑者）の人権が重要視されてくると拷問に使われる器具も変化してきました。例えば、ギロチンはフランスの医師ギョタンが、死刑囚を即死させる「人道的な」処刑具として提案したものです。これが人権抑圧を問題視した結果、最初に取り入れられた処刑具だと思います。徒に死刑囚を苦しめ死に至らしめることは人道的ではないと考えたのです。



これらのように、罪人や容疑者を苦しめ自白の強要を行い、裁判を行わずに苦痛を与えることは非人道的であるとして考えられるようになった遍歴が展示されています。

2. 博物館見学を終えて

博物館の見学を終えて、拷問の歴史についてさらに調べたいと思いました。なぜならば、それらを学ぶことにより人権抑圧の歴史をより理解することができるのではないかと考えたからです。以下では私が調べたことについて述べたいと思います。

博物館見学を終えた私が考えたことは2つです。先ず初めに海外の拷問についてです。当時の拷問はおそらく海外から伝わったのではないかと考えた私は、外国の拷問はどのように始まり、どのように終結したのかを疑問に思いました。実際に調べてみると以下のことが分かりました。

中世や近世のヨーロッパでは拷問は宗教的・政治的支配の強力な装置に他ならなかった。通常の犯罪のみならず、異端審問、ユダヤ人狩り、魔女裁判に例外なく拷問が導入されていた。常に治安の維持や公

共の安寧が優先されたので、当局はそのお墨付きによって、拷問を残酷なものとしてではなく、必要不可欠なものともみなしていたからである。権力を行使する側は、残酷な方法を次々と開発し拷問の手段や道具をエスカレートさせてきた。また拷問は閉ざされた部屋の中で秘密裏に行われたが、それとは対照的に、処刑は見せしめのために公開された。社会秩序を維持するための壮大な儀礼として扱われたのである。しかし拷問や処刑は十八世紀ごろから啓蒙主義や人権思想によって批判の対象とされ始めた。国家権力の恣意的な行為による「暴力」が槍玉にあげられ、被告人権が擁護されるようになった。権力の持つ「非人道性」が人権思想によって批判されたからである。(新潮社 拷問と処刑の西洋史 より一部引用)

当時のヨーロッパの人々が権力によって弾圧され自らの自由な考えをもつことができなかつたのに対し、現代の日本では自由な思想を持ち、また弾圧されないことはとても幸せなことなのだと分かりました。憲法で基本的人権について学びましたがやとその大切さが理解できました。

さて、二つ目は「拷問は本当に終了したのか?」ということです。ヨーロッパや日本では終了したと分かりましたが他の国ではどうなのでしょう。

調べた結果、日本と国際社会の平和と安定に向けた取り組みの一環として拷問等禁止条約などが存在することが分かりました。拷問等により人々の人権が侵害されないように世界中が努力をしていることを学びました。また「拷問なんて、いらない!」キャンペーンを行うアムネスティという団体が存在するなど身近な場所からも拷問の廃止に協力できることも知りました。

自分で調べなければ絶対にわからないことを調べるきっかけになった今回の博物館見学は非常に有意義なものでした。基本的人権の大切さ、それを侵害されることの恐ろしさを知り人権についての認識が大きく変化しました。「人権はこうあるべきである」などという大それたことは言えませんが、少なくとも「こうあってほしい」などの自分の意見が持てるようになりました。どんなことも自分から調べないと自分の意見は持てないので、今後は自分が気になったことはすぐに調べようと思いました。

10. 国立国会図書館

(執筆・編集/辻健裕)

1. 概要

国立国会図書館は、日本の立法府である国会に属する国の機関であり、国会の立法行為を補佐することを第一の目的とする議会図書館です。同時に、納本図書館として日本で唯一の国立図書館としての機能を兼ねており、行政・司法の各部門および日本国民に対するサービスも行っています。

2. 組織

国立国会図書館は日本の立法府である国会に属する独立した国の機関で、衆議院および参議院の議長及び両議院に置かれる常任委員会である議院運営委員会の監督のもと自立して運営されています。図書館の事務を統理する国立国会図書館長は、両議院の議長によって任命されます。その組織は国立国会図書館法に基づき、中央の図書館と支部図書館からなります。中央の図書館には、東京・永田町の東京本館と京都府精華町



(関西文化学術研究都市)の関西館があり、支部図書館の一つである国際子ども図書館の扱うものを除き、国会図書館の所蔵する各種の資料を分担して保管しています。また、国会議事堂内には、中央の図書館に付属する国会分館があります。

3. 研修内容

納本の対象となる出版物は、図書、小冊子、逐次刊行物(雑誌や新聞、年鑑)、楽譜、地図、マイクロフィルム資料、点字資料およびCD-ROM、DVDなどパッケージで頒布される電子出版物(音楽CDやゲームソフトも含む)などが納本されており、膨大な数の資料を広大な書庫から出納するため、利用者は本の受け取りに数十分程度の時間を要します。また、1人が1回に請求できる冊数も制限されていました。また、粗悪な材料で出来た紙を使用した書物などもあるためどうしても劣化しやすく、国立国会図書館の職員は館内の書物をベストの状態に保たせるため苦労していました。館内は、地上2階・地下8階のあまり見たことのない構造になっていました。

4. 感想

館内も、外見と同じく大きくて綺麗で印象に残りました。書庫にも案内されましたが、地下に行けば行くほど夏にも関わらず肌寒く、薄暗い印象でした。今現代の、雑誌や漫画の初代版もあり、すごく興味を引かれました。劣化しやすい書物も多くありましたが、取扱いに気を付けてこれからも人々に受け継いでいかなければならないと思いました。

11. 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

(執筆・編集/落石さくら)

1. 歴史

第二次世界大戦により、海外で死亡した日本人の数は、約240万人に及ぶとされています。連合国軍による占領統治からの独立を果たした1952年4月ごろから、日本政府は海外戦没者の遺骨収集を積極的に行うことになりました。これら海外戦没者の内、身元の判明したものについては遺族に引き渡され、身元不詳の遺骨や引き取り手のない遺骨については、厚生省に安置されました。



終戦後、政府は早い段階から、各国にある「無名戦士の墓」のような霊安施設を企画していました。サンフランシスコ条約締結後、その動きは身元不詳の遺骨の増加もあり、活発になりました。

1953年12月11日、閣議決定で、戦没者遺骨のうち、氏名が判断できない者並びに遺族不明のため渡すことのできない者を、国が建設する「無名戦没者の墓」に収納し、国の責任において維持管理するという方針が決定しました。この閣議決定の後も、施設の名称・性格・敷地等について様々な方面から意見が交わされました。1956年11月には千鳥ヶ淵の宮内庁管理地に墓苑のための敷地が定められ、1958年7月に着工、1959年3月28日に竣工しました。

2. 概要

六角堂という納骨堂に、第二次世界大戦時に国外で死亡した、身元不明や引き取り手のない日本人の軍人、軍属、一般人の遺骨が安置されています。

中央にある陶棺の中には、昭和天皇から下賜された納骨壺があります。全戦没者の象徴とするため、骨壺の中には大戦時の各戦場の遺骨が少しずつ納められています。地下にある納骨堂には、主な戦域ごとに、本土周辺、満州、中国、フィリピン、東南アジア、太平洋・ソ連の6部屋に分けた納骨室が設けられ、遺骨が納められています。平成3年3月及び平成12年3月に六角堂正面の地下納骨堂が増築され、総計360,096柱（平成26年5月現在）の遺骨が安置されています。また、二つある入り口には、墓苑竣工時に賜った昭和天皇の御製、終戦60周年記念に賜った今上陛下の御製が刻まれた石碑がそれぞれ置かれています。

また、靖国神社との関係については、靖国神社は終戦後、宗教法人になったこともあり、国外の要人がここに訪問することが難しくなりました。公職に就く者の参拝（特に公式参拝）や公費を使っての玉串料の奉納などは、政教分離の原則との関係から憲法問題ともなっており、裁判例もいくつか見受けられます。一方、千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、厚生労働省・環境省管轄の無宗教の国立墓苑公園です。天皇皇后両陛下をはじめ皇族の方々及び国内外の要人等の参拝、並びに戦友会・宗教団体等の慰霊行事が行われています。

3. 感想

「戦なき世を歩みきて思ひ出づかの難き日を生きし人々」という今上陛下の御製が心に染み入ります。先の大戦で失われた尊い犠牲のもとに、現在の平和な世の中が築かれていることにまず感謝しなければなりません。今自分たちが何をすべきか、これから何をしていくべきかを、先人たちに恥じないようによく考えて行動することが大切だと思いました。いまだ多くの遺骨が現地（旧戦地）に眠っていることが分かっています。莫大な費用、膨大な時間がかかるとは思いますが、できるだけ多くの遺骨が収集され、慰霊されることを願ってやみません。

12. JICA 地球ひろば

（執筆・編集／渡邊美咲）

独立行政法人国際協力機構、通称 JICA（ジャイカ）は、日本が行う開発途上国支援・ODA（政府開発援助）にて、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」とよばれる事業を実施するところです。専門知識や豊かな経験を持った日本の専門家を開発途上国に派遣したり、途上国の将来を担う人々を日本に招いて研修を行い、日本と開発途上国の人々の架け橋となる活動が技術協力。教育、保健、運輸分野などで必要なものを提供する無償資金協力。そして、開発途上国が、経済や社会の発展と安定をもたらす基盤を整備するための資金を貸す有償資金協力。これらを組み合わせて効果的な援助を実施しているのが JICA です。

今回、私たちは市ヶ谷にある JICA 地球ひろばを訪問しました。ここでは、発展途上国の暮らしの現状や、地球が抱える課題、国際協力の実績などを、見て、聞いて、さわって体験できる展示と、途上国での活動体験談や開発教育教材を使った参加型学習を体験しました。

途上国での活動体験談では、実際に途上国へ言った方のお話を聞くことができました。その方は、「幸せの国」として有名になったブータンに青年海外協力隊として派遣されました。ブータンは国民総幸福

量が高いことで有名になりましたが、現状としては、識字率が低かったり、子供たちの教育が遅れていたりすることがわかりました。ブータンでは最近、図工の授業が始まったという話はとても興味深いものでした。ブータンの国旗はとても難しい龍が描いてあるのにもかかわらず、子供たちが一生懸命に龍の絵を描いている写真は印象に残りました。

また、体験ゾーンでは、途上国の子どもたちが何時間もかけて運ぶ水汲みの大変さを、実際に約15リットルの重さの水がめを持って体感し、改めて水の大切さを感じる事が出来ました。さらに、日本が政府開発援助(ODA)を通じて国際協力を始めたのが、今から60年前の1954年。60年目を迎えた国際協力の歴史の中で、日本と開発途上国がどのように歩んできたか、わかりやすい年表を見ながら学ぶことができました。また、実際に民族衣装も着ることができ多くの国の民族衣装の違いやその国の気候にあったものであることがよくわかりました。



私たちは世界のいろいろな国からたくさんの援助を受けてきたからこそ、現在の日本が成り立っていることを感じました。今までしてきてもらったことを、これからは多くの国に逆に援助する立場で、この援助の輪が途切れる事のないように、私たちにも協力できることがあれば積極的に参加したいと強く思いました。



その他の研修

福岡地方裁判所

(執筆・編集／柴田嵩之)

私たちは9月4日、福岡市中央区にある福岡地方裁判所に行きました。私自身裁判所を見学するのは初めてだったため、緊張感を覚えながら見学していました。

今回は実際に裁判が行われている小法廷で模擬裁判を行いました。被害者からお金を奪ったと疑われ、捕まえられた犯人を有罪にするか、それとも無罪にするかという内容の裁判でした。模擬裁判は実際の裁判の手順に則って行われ、私は検察官役として参加していましたが、裁判がどんな手順で行われているか、また裁判官、弁護士、検察官はどのように立ち振る舞っているのか等、机の上で学ぶ

よりもよりリアルに、そして鮮明に裁判について理解することができました。

また、実際にそのとき行われていた刑事裁判を傍聴する機会に恵まれましたが、厳格な雰囲気や臨場感に圧倒され、気づけば私は食い入るように裁判を傍聴していました。

今回の福岡地裁の見学で、自分がいつも教科書や講義で学んでいた内容が実際に用いられていることを再認識し、今学んでいる「法」に対してまた新たな可能性や興味を持つことができました。

現在は裁判員制度があるため、もしかしたら再びこの裁判所に次は裁判員として赴くことになるかもしれませんが、その時はこの体験を活かしながら臨みたいと思いました。



編集後記

折登ゼミ

今回の東京研修において、我が国の立法・行政・司法の中核として重要な役割を果たしている数々の施設を見学することができました。一般の人でも中々足を延ばすことのできない場所に、足を運び入れることができ非常に感慨深さを感じました。

この研修を通じて、改めて自分の将来を見つめなおすきっかけになった人や、今まで描いてきた将来の夢に更に後押ししてくれたことを思う人は少なくないと思います。そういった点でこの研修は、これからの人生を決定づけるような重要な契機の1つといえるかもしれません。

また、編集にあたっては、ゼミ生全員が一つ一つの報告書を読み合い、添削をし合うことで完成に至ることができました。自分1人では不可能であったであろうことを、ゼミ生全員のチームワークで乗り切ったことに一つの達成感があります。

最後に、今回の東京研修でお世話になった方々、一緒に最後まで頑張ってくれたゼミ生の仲間、そしてこのような素晴らしい学びの機会をつくってくださった折登先生にこの場をお借りして熱く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

崎田麟太郎

古矢ゼミ

今回の東京研修では、日頃入ることのできない場所に入ったり、経験豊富なたくさんの方からお話を聞いたり、いろいろな事を体験させていただきました。今回、このような貴重な経験をしてみて、ゼミ生全員がこれからの目標や将来の夢について深く考えさせられ、いい刺激になったと思います。この経験を、これからの未来に活かしていきたいと考えています。

また、この報告書を編集するにあたって、ゼミ生全員が東京研修で学んだことや経験したこと、感じたことを見てきました。その中でも共通していることは、法学部生だという意識の高さや将来の夢の実現のための向上心だと思います。さらに、東京研修を通してゼミ生全員がコミュニケーションをとっていく中で、ゼミ全体の絆も深まり、チームワークも生まれてきました。この作業も一人では出来なかったもので、協力していただいた古矢教授を始め、ゼミ生全員に感謝の気持ちでいっぱいです。

最後になりますが、今回の東京研修でお世話になった方々、共に学んだ古矢ゼミ生、そしてこのような貴重な経験をさせていただいたことに、この場を借りて感謝を伝えたいと思います。ありがとうございました。

辻 健裕

「公務員の仕事に関する法現場での比較学習」

－東京研修報告書－

発行 平成26(2014)年12月25日

発行者 福岡大学法学部

〒814-0180 福岡市城南区七隈8-19-1

電話 (092) 871-6631

編集 折登基礎ゼミ学生一同・古矢基礎ゼミ学生一同

